

● トピック・ニュース

電力線通信(PLC)の開発

PLCは、専用線である電気通信ケーブルの代わりに既存の配電線を電気通信に利用するものである。その技術的な可能性については以前から知られていたが、信頼性と電磁波妨害の可能性については不明確な点が残っている。これを理由にPLCの開発を停止した国もあると報告されており、EU内でもPLCは主要関連規格、特にEN 55022を上回る電磁波漏洩が発生するであろうとみなされている。また、この分野では国際的に合意された規格はまだない。

それにも拘わらず、EUは今回2つの理由によりPLCの開発価値を認める考えを示した。第1に、EUは積極的にブロードバンド通信容量の拡大を目指す政策をとっているが、PLCには容量拡大を経済的に達成する可能性が秘められている。第2に、技術的問題は認められているものの、EU当局としては広範囲におよぶ有害な影響を裏付ける証拠はないとしている。しかし、この見解は全ての専門家の一致した見解ではない。EUは最終的な意思決定をしているわけではないが、更なる検討の必要性を促している。

エネルギー使用製品に関する新たな環境規制：EuP指令案

ライフサイクルアセスメント、環境保護および低エネルギー消費に関する要件を、輸送機械以外の全てのエネルギー利用製品に適用する旨の提案、いわゆるEuP指令案が正式に発表された。これには電気またはガスを使用する製品が含まれる。EUP(Energy Using Products:エネルギー利用製品)と呼ばれるこの提案は、この分野でこれまでにEEEまたはEUEとして知られてきたものの修正版である。この提案は予想されていたものではあるものの、強い抵抗を受ける兆しが見られる。

現段階では、提案は枠組みの提示にとどまっており、EU当局は、現提案は既に合意済みの広い政策を反映したものであり、具体的な要件を課すには更なる議論を経なければならない点を強調している。すなわち、フレームワーク指令であるとの説明である。しかし、提案内容を詳細に検討すると、この枠組みが通常の協議プロセスを経ずに将来的に具体的な要件を課す新たな権限を当局に新たに与えるものであることが分かる。すなわち、EUが言うところの運用指令(Implementation Directives)により、一連の製品への特定の要求事項をEU委員会が単独で定められるというものである。これらの要件として、例えば、現在任意となっているEUのエコラベルやEMAS(環境監査制度)が事実上義務化される可能性もあり、これらの点が抵抗の理由となっている。

アゾ染料：新たな論争

消費者向けのほとんどの繊維および皮製品でのアゾ染料の使用を禁止する2002年EU指令よりも更に厳しい制限を国レベルで維持しようとするドイツの試みが欧州委員会により却下された。EUの禁止措置は、有害が証明されたのを受けて2003年9月に発効しており、遵守の検証基準として新たな測定規格が発表されている。ドイツは、独自の補完的規制を撤回するか、裁判所でEUの決定に対抗するかのいずれかを選択しなければならない。

化学製品評価の新制度(REACH): 戦いは新たな局面へ

EU内の全ての化学物質の登録、評価、承認に関するEUの新制度(REACH)に関する修正案が発表されてから数週間以内に、本提案が、産業界と環境保護主義者の間の意見の相違を解決するどころか、欧州議会での更なる論争の対象となりうる兆しが現れている。

今年初めの最初の提案には、ヨーロッパ化学薬品局の新設や化学物質の安全性の立証責任の政府から産業界への移転(この結果、産業界に何十億というコストを強いることになると予想されている)が含まれている。主な対象は、従来の整合化リスク評価の対象にほとんどなっていない市場に出されてから20年を超えた化学物質である。これらの化学物質は現在市場に出回っている物質の99%を占め、10万物質以上となる。

修正案の最終目標は当初の提案から基本的に変わっていないが、3大EU加盟国(英、仏、独)の政府首脳が欧州委員会へ上訴するなど、激しい産業界からの抵抗を受けて、最初に提案された要件は規模とコストの面で縮小された。例えば、産業界のコストを30億ユーロ以下とすることを目的に、登録が必要な化学物質の年間トン数を10トンに引き上げ(原案では1トン)、1~10トンの化学物質の手続きの簡素化、1年以内に有害評価をすべきとの期限の延長、ポリマーと中間物質の適用除外、などである。

しかし、主要業界団体は引き続き異例なほど強い語調で攻撃を行っており、修正案は依然として官僚的で、コストのかかる非効率なシステム作るものであり、ヨーロッパの化学産業の競争力に危険をもたらしかねないと主張している。一方で、新提案は甘すぎると主張する環境保護主義者も同様に激しい批判を行っている。

● 最新情報

全ての CE マーク製品

2001年以來初めて、「CE マーキング」指令および他の「ニューアプローチ」指令の下で認められた通知機関(NBs : Notified Bodies)の完全な検索可能なリストが更新、発表された。リストに含まれていないのは、建設製品と EMC 指令の下での「認証機関(competent bodies)」のみである。

無線機器-電気通信端末機器(RTT&E)

- 1) DECT 向けのものを含めた新たに6つの規格文書が認められた。
 - EN 300 054-2 metrological equipment
 - EN 301 406 DECT equipment
 - EN 301 489 Four part standards (-12, -14, -25, -26) in the series for radio equipment, covering VSAT, TV broadcasting, and CDMA stations
- 2) 携帯電話から発生する電磁波の有害性に関する継続的研究の一環として、EUは1月にワークショップを企画している。

電磁製両立性(EMC)

前述のように、電力線通信と EMC との関係についての議論が開始されようとしているが、それとは関係なく、

新たに 12 の EN 規格が認定された。

- EN 60947-8 Low-voltage switchgear and control gear
- EN 60974-10 Arc welding equipment. A new part-standard
- EN 62052-11
- EN 62053-11
- EN 62053-21
- EN 62053-22
- EN 62053-23

(the above five texts refer to electricity metering equipment)

- EM 55013 Sound and TV broadcast receivers (new amendment)
- EN 60730-2-9 Automated household electrical controls for temperature sensing (new amendment to the 2002 version of the standard)
- EN 60947-2 Switchgear and control gear: circuit breakers (a new 2003 version)
- EN 60947-6-2 Switchgear and control gear: control and protective switching devices (a new 2003 version)
- EN 61131-2 Programmable controllers (new 2003 version)

医療機器

- 1) 今まで承認されていた医療用靴下に関する 2 つの規格の認定が撤回され、新たに 12 の規格が認められた。
- 2) EU との相互認定協定に基づきスイスが認める適合性評価機関のリストに 1 機関が追加された

レクリエーション用船舶

新たに 3 つの ISO 規格が認められた。

家庭用食器洗浄機

家庭用洗濯機のエネルギー効率表示ラベルに関し、エネルギー消費測定のための新たな規格-EN60546-が認定され、直ちに適用され義務化された。家庭用機器のエネルギー効率表示ラベルに関する EU のプログラムは、適用規格のリストをウェブ上で確認できるように作業を進めているところであるが、現時点ではまだ完成していない。

自動車

歩行者の頭部および脚部損傷リスクを軽減するために 2.5トン以下の乗用車と業務用車に新たに型式認定を義務付ける指令(2003/102/EC)が 11 月に発出され、実施日が 2005 年から 2015 年の間になると発表された。これは、2 つのフェーズに分かれており、①2005 年に新規型式認定から開始し、2012 年に 2005 年以前製造車を対象化、②2010 年に新規型式認定から開始し、2015 年に 2010 年以前製造車を対象化、することとなっている。

しかしながら、第 2 フェーズ用の試験方法に関しては、まだ確認段階であり、2004 年に最終的に決定される予定である。

さらに、2.5トン～3.5トンの車両にも同様の規制を拡大することも公表されたが、その時期については明確になっていない。

電池

予想されていた通り、電池のリサイクル要件を強化する提案が発表された。これは、早ければ 4 年後にも開始されることとなる。現在のマーキング要件や有害物質に関する制限に変更はないが、リサイクル率の向上や産業用/自動車用バッテリーの廃棄物としての処分を禁止することなどが含まれている。これにより、リサイクルの年間コストは EU 居住者 1 人あたり最高で 2 ユーロまで上昇すると試算されている。

自動車や電気製品に既に組み込まれているバッテリーについては、製造業者はこの規制強化の影響を受けない。既に、自動車リサイクル指令や WEEE 指令で規制されているためである。

電気製品-低電圧電気安全

低電圧指令の下で認められている規格が安全ではない可能性があるとの警告が出され、当該規格の認定が取り消された。この規格は、EN61242-家庭用ケーブルリールで、想定外の電圧がかかった際に、火事や感電の可能性があるとのものである。認定された規格が指令の必須要求事項に適合していないとして警告が出されるのは過去 10 年間でこれが 5 回目である。

玩具

新たに 3 つの規格文書または文書が認定された。対象となるのは、ブランコ、滑り台、化学実験用品、球状ボールを含む玩具である。

- EN 71 - 1 A 2003 amendment (A8) to the core standard for mechanical and physical properties. It must be applied for all declarations of conformity from 1 April 2004 where manufacturers wish to use the standard as the basis for compliance. The amendment only addresses risks caused by small balls that are designed to be thrown, hit, kicked, dropped, or bounced.

- EN 71 - 4 A 2003 amendment (A2) to the standard for experimental chemistry sets. Likewise, it must be applied from 1 April 2004.

- EN 71 - 8 A new part standard in the EN 71 series, which deals with swings, slides, and similar activity toys.

計測機器

計量機器のほとんどの分野をカバーする法的度量衡要件の EU 整合化の詳細について、2004 年にも広い合意が達成される見通しとなったが、実施は少なくとも 7 年は遅れる見込みである。この提案でカバーされる機器は、水量計、ガスメーター、電力計、熱量計、水以外の流量計、自動はかり、タクシメーター、容積計、寸法測定器、排ガス測定器である。

高速鉄道

- 1) 該当指令の下で新たに 4 つの規格が認められた。これで、22 の規格が認定されたこととなる。
- 2) 高速鉄道の一連の指令の更新時期が近づいてきている。これにより、鉄道の相互乗り入れのための計画が長期的に延期される予定である。また、2002 年に提案された鉄道安全庁(Railway Safety Agency)の新設が広く承認された。

建設資材

さらに 3 つの「ヨーロッパ技術承認ガイドライン(ETAG)」が承認されたが、指令の適用は依然として徹底しておらず、公式なデータやガイダンスは弱い。公式インターネット上の規格や ETGA に関する情報は古く、主要業

界団体は混乱を解消するよう EU 当局に対し圧力をかけている。

殺殺虫剤(非農業用殺虫剤)

EU の承認を整合化させる長期プログラムの最新段階の結果が発表され、2つのカテゴリーで特定物質のリストが公表された。一つは、① 新たに締め切りが設定された技術調査書類に基づき整合化の評価決定が行われるまで暫定的に販売の継続が認められるもの、② 2006 年から禁止されるもの。このプロセスに関するガイダンスも更新された。

● 新規公式報告書及び関連発表

(政策に広範囲の影響を与える可能性がある項目)

環境規制

EU が京都議定書の温室効果ガスの排出削減要件を省エネその他の方法で遵守しようとするプログラムを修正するかもしれない兆しが初めて公となった。この議論は最近になってロシアが京都議定書の批准を拒否したのを受けたものである。

EU 各国の強制規格

EU、EFTA またはトルコのうち単一国内で合法的に売り出されてきた製品に対して EU 加盟国政府が国レベルでの義務制限を維持できる非常に限られた状況を明確にする新たなガイダンスが、政府検査官および輸出業者に向けて発行された。このガイダンスの目的は、これに該当する案件数を引続き削減することであり、その助言は EU の手続が効力を有することを証明する確固とした証拠により裏付けられている。ガイダンスはまた、WTO の観点から国レベルの規制の「同等物」について研究している人にも役立つかもしれない。

食品安全性

- 1) 新しいヨーロッパ食品安全庁の所在地に最終的にイタリアが選ばれた。これにより、同庁は業務の本格稼働に向けて準備を進めることができる。
- 2) EU は、コーデックス国際食品規格委員会での代表者を一本化する。EU は、コーデックス規格の承認に失敗し、今年初めには WTO で敗北(イワシの規格に関するペルーからの提訴)している。

身体障害者のための技術

EU は、身体障害者を助けるための設計や設備を促進する新しいプログラムを策定する。詳細は今後明らかになる見通し。